路上イベントに伴う 道路占用手続きのガイドライン



令和 2 年 11 月 2 日 藤沢市 道路河川部道路管理課

目 次

1	ガイドライン策定にあたって・・・・・・P 1
2	道路占用とは・・・・・・・・・・P2
3	道路占用許可基準・・・・・・・・P3~6
4	イベントスペースの占用の考え方・・・・・P 7~10
5	道路占用手続きの流れ・・・・・・・P11~12
6	道路占用許可申請に必要な書類・・・・・・P 13
7	申請を出す前に(確認項目)・・・・・・・P 14

1 ガイドライン策定にあたって

藤沢市では、道路空間を利用して地域の活性化や賑わいの創出を目的とし、行政・市民・ 団体などが一体となって取り組むイベント活用の場として道路空間を活用できるよう、弾 力的な道路占用許可を行っています。

本ガイドラインは、基本的な都市の骨格を形成し、人や自転車、自動車が安心して通行できるという、道路本来の役割を前提としつつ、地域の賑わいの創出を目的とするイベントの開催を考えている方に、道路占用の手続きや具体的な基準、留意点をまとめたものです。

2 道路占用とは

道路に一定の工作物を設け、道路を継続して若しくは反復して使用する場合は、道路 占用の対象となります。このことについては、道路の地上、地下、上空を問わず、全て 道路占用となります。

そのため、イベント実施に伴い、道路上にテーブルやテント、椅子などを設置する場合には、道路占用許可申請が必要となります。

その他注意事項

「道路の占用許可=路上イベントの許可」ではありません。道路占用の許可は、路上イベントに際し使用するイベントスペースおよび占用物件に対する許可です。

併せて、警察からの道路使用許可が必要となります。

また、食品営業の許可、建築確認や催物開催の届出などが必要となる場合がありますので、関係部署に事前相談を行ってください。

3 道路占用許可基準

道路占用許可は、道路法第32条、第33条や藤沢市道路占用規則の別紙第24条 などに基づき判断します。

- (1) 占用目的 (2) 占用主体 (3) 占用期間
- (4) 占用場所 (5) 占用物件の構造 (6) 許可条件
- ※また、藤沢市では藤沢市道路占用規則別紙第 24 条に基づき、イベント実施に伴い 使用する道路内イベントスペースおよび占用物件に対し審査を行います。

(1) イベント内容(占用目的)

- ・地域の活性化や街の賑わい創出等の観点から、国・地方公共団体並びに地域住民 及び団体等が一体となって取り組むものであること。
- ※純営利目的である場合や、地域の活性化や賑わいの創出を謳っているものの、内容が 明らかに営利目的を含むと判断されるものは許可の対象となりません。

(2) 代表者(占用主体)

- I. 国・地方公共団体
- II. 国・地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会、実行委員会等
- Ⅲ. 国・地方公共団体が支援するイベントの実施主体
- ※国・地方公共団体が支援若しくは後援しているかの確認を行う必要がありま
 - す。「後援名義使用許可通知書」などを必ず用意してください。

(3) 占用期間

占用期間については、1~2日といった一時的なものから、数週間といった継続的なもの、または毎月の第〇〇曜日といった反復的なものについても実施可能です。 ただし、イベントの内容や道路状況によって異なりますので、事前にご相談ください。

(4) 占用場所

- I. 道路の構造または道路交通に著しい支障を及ぼさない場所であること。
 - 【例】・道路標識を隠すようなテントなどの設置
 - ・交差点内にテーブルを設置するなど
- II. 歩道上に占用物件を設置する際には、原則として十分な歩行空間(交通量が多い場所にあっては 3.5m以上、その他の場所にあっては 2m以上)を確保すること。ただし、交通規制を伴う場合で、歩行者の円滑な通行が確保される場合については、この限りではない。
- Ⅲ. 視覚障がい者誘導ブロックが設置されている付近については、当該ブロックとの距離を 1m以上確保し、利用者の安全に配慮すること。ただし、別途の対応を施し、道路管理者が利用者の通行に支障がないと判断した場合にはこの限りではない。
 - ※別途の対応措置とは、迂回路として仮設の視覚障がい者誘導ブロックを設置 し、介助できる誘導員が配置されているなどです。

それらに加えて、次の場所は占用を原則禁止しています。

- ●交差点の側端又は道路の曲がり角から 5m 以内の部分
- ●横断歩道の側端から 5m 以内の部分
- ●バス停留所から 5m 以内の部分
- ●消火栓又は火災報知機から 5m 以内の部分
- ●橋、トンネル又は踏切から 5m 以内の部分
- ●他の占用物件に支障を及ぼすおそれのある場所

(5) 占用物件の構造

- ・道路の構造に支障を及ぼさないものであり、周辺の景観、美観などに配慮する ものであること。
- ※道路の構造に支障を及ぼすとは、アスファルトなどに杭を打ち占用物件を固定する ことや、街路灯などの道路構造物を削孔して物件を設置することを指します。

ただし、イベント終了後速やかに現況復旧できる場合はこの限りではありません。

(6) 許可条件

道路占用許可に際しての許可条件には、代表的なものとして次の項目があげられます。

- 迂回路や駐車場などの交通案内を行うこと
- 路上イベントにより多数の来客が見込まれる場合は、十分な駐車場などを確保 すること
- 路上イベント終了後は、道路の清掃を行い、原状回復すること

これらの他に、申請の内容によって様々な条件が付されます。イベント実施の際には、 許可書に記載されている条件を必ず確認のうえ行ってください。

また、それら許可条件に加えて、次の行為を禁止しています。

禁止内容

- 公序良俗に反すること。
- ギャンブル (公営の競輪,競馬を除く) に関すること。
- 宗教活動に関すること。
- 政治活動に関すること。(公職選挙法によって許可されているものは除く)
- 個人及び特定の団体を非難する主義又は主張を述べること。
- その他、道路管理者が不適当と認めること。

許可条件に違反した場合

許可条件に違反していると認められる場合には、道路法第 71 条により許可を取り消すことになります。次回以降について、占用許可を行うことが極めて難しくなりますので、ご注意ください。

4 イベントスペースの占用の考え方

藤沢市では、藤沢市占用規則別紙第 24 条において、イベントで使用するスペースに対して道路占用許可を行っています。

イベントスペースとは、次のようなところを指します。

- ・イベントを行う範囲
- ・人が滞留すると考えられる範囲

また、次のようなところについてもイベントスペースに含まれます。

- ・道路交通に支障をきたすおそれがある範囲
- ・交通規制が必要になる範囲

上記のほかに、道路法上の占用物件を設置しない、次のような内容を含むイベントの 場合も申請が必要となります。

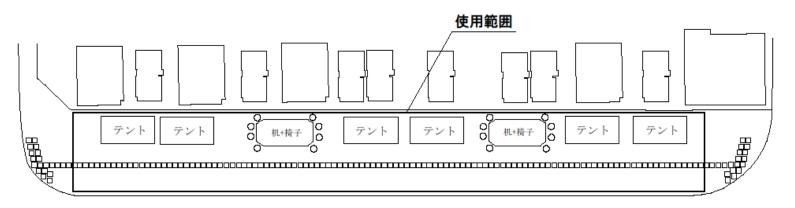
- ●ストリートライブ
- ●歩行者天国
- ●パレード

なお、イベントスペース内については、占用者の責任において、イベント期間中の善 良な維持管理を行っていただくこととなります。

※申請するにあたって必要となるイベントスペースの算出例、占用物件の配置例については、次頁の『イベントスペースの占用について』を参照してください。

『イベントスペースの占用について』

☆ イベントスペースの使用範囲のとり方 (テント等を設置する場合)



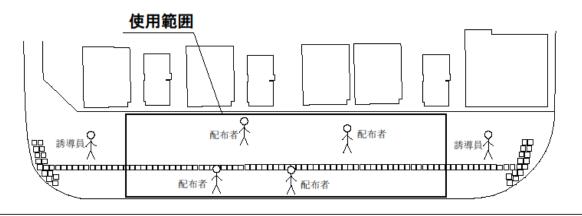
◎イベントスペースの占用数量については、 "イベントスペースで使用する想定範囲の面積"を計上してください。



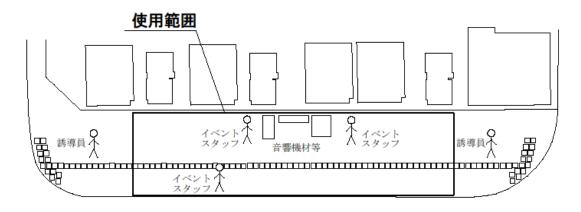
- ◎道路占用許可申請書類の記載事項
 - 1. 申請者名については"主催の団体名"および"団体の代表者名(肩書込み)"を記入してください。
 - 2. 占用の目的については"【イベントの名前】の開催のため"と記入してください。
 - 3. 占用場所については"開催地の地番"もしくは"開催地最寄りの住所"を記入してください。
 - 4. 道路占用許可申請書「占用物件」の名称には"イベントスペース"と記入してください。
 - 5. 道路占用許可申請書「占用物件」の規模には "6m × 20m" を記入してください。
 - 6. 道路占用許可申請書「占用物件」の数量には"120m2"を記入してください。
 - 占用の期間については"準備~開催~片付けにかかる期間"を記入してください。
 - 8. 工事の期間については"占用の期間と同じ期間"を記入してください。
 - ※その他の記入可能な欄については、イベントスペースの申請にあたっては記入なしで受付できます。

☆ イベントスペースの使用範囲のとり方 (テント設置等を伴わない場合)

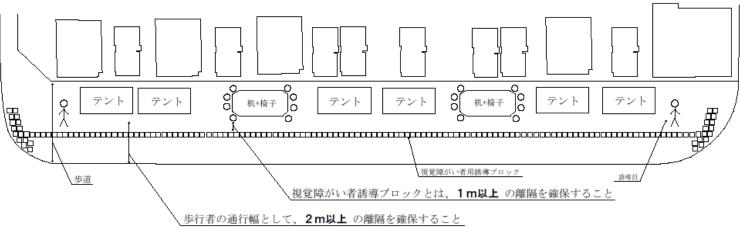
☆ 機材等を設置しない場合のイベント (人のみ)



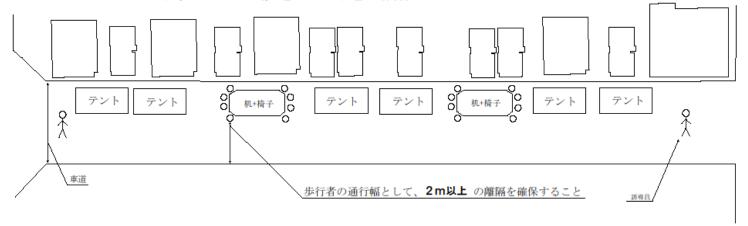
☆ 機材等を設置する場合のイベント (人 + 機材)



☆ イベントスペースの配置のとり方(歩道上の場合)



☆ イベントスペースの配置のとり方(歩道がない車道の場合)



5 道路占用手続きの流れ

道路占用手続きの流れについては次のとおりです。

① 事前相談

・事前にイベントの内容、イベント名、代表者名、占用場所、占用期間などを確認 のうえ、イベント実施にあたっての注意点や申請方法などの協議を行ってくださ い。

② 申請書の提出

- ・道路占用許可申請書に必要事項を記入のうえ、利用日の **15 日前までに**道路管理 課窓口へ提出してください。
- ▼・利用日の 15 日前までに提出がない場合は、許可を行えない可能性があります。
- ③ 道路占用許可書の受け取り
 - ・道路占用許可申請書を提出してから、審査には2週間程度の時間がかかります。 審査終了後、道路占用許可書を道路管理課の窓口にてお受け取りください。
 - ・・道路占用許可書に記載の許可条件を、よく確認してください。
- ④ イベントの実施
 - ・イベント実施の前日までに「着手届」を道路管理課窓口へ提出してください。
 - ・イベントの実施期間中は、必ず道路占用許可書を携帯してください。
- ⑤ イベント終了後
 - ・イベント終了後は、速やかに「完成届」を道路管理課窓口へ提出してください。

「着手届」について

着手届については、**イベント実施日の前日までに**提出してください。また、提出する際には警察からの道路使用許可の写しを添付してください。

「完成届」について

完成届についてはイベント終了後、速やかに道路管理課窓口へ提出してください。提出の際には、イベント実施前、実施中、実施後のそれぞれの道路状況の写真を添付してください。申請書との乖離が見受けられる場合には、次回以降の利用ができなくなる場合があります。

6 道路占用許可申請に必要な書類

道路占用許可申請に必要な書類は次の表のとおりです。表に記載の書類を ご準備のうえ、道路管理課窓口へ提出してください。

No.	必要書類	部数	備考
1	道路占用許可申請書	1部	
2	案内図	1部	
3	平面図	1部	イベント使用の範囲,占用物件の配置がわかるもの
4	占用物件の構造図	1部	大きさ,高さ,形状,材質,安全対策の方法などがわかるもの
5	運営主体の名簿	1部	実行委員会,協議会名簿など
6	イベント関係書類	1部	イベントの概要書,スケジュールがわかるもの
7	後援名義使用許可通知書(写し)	1部	国,地方公共団体が支援する場合
8	その他必要書類	1部	現況写真など

※事前に道路使用許可を取得できている場合には、上記書類と合わせて添付してください。

7 申請を出す前に(確認項目)

・占用目的

- 地域の活性化、賑わいの創出が図られているか
- 純営利目的ではないか

・占用主体

- 国・地方公共団体であるか
- 国・地方公共団体を含む協議会、実行委員会であるか
- 国・地方公共団体が支援している実施主体であるか

・占用場所

- 十分な歩行空間を確保しているか
- 道路交通に著しい支障を及ぼさない場所か

・ 占用物件の構造

- 道路の構造に支障を及ぼさないものか
- 道路に支障を及ぼす場合は現況復旧できるか

・その他

- 周辺の景観、美観などに配慮しているか
- 迂回路や駐車場、交通誘導員を配置しているか
- ◆本ガイドラインおよび許可条件を理解し、遵守できるか